

## 第3章 焦点となった法案・課題への対応

格差と分断を解消し、  
希望を持てる社会へ

### 11 民進党税制改革の 基本構想

かつて、分厚い中間層に支えられていたわが国の社会構造は、グローバル化や雇用の規制緩和、アベノミクス等により、中間層が落ち込み、格差の拡大、分断化が進んだ。民進党は、現状を改善し、将来に確かな希望を持つことができる社会をつくるため、2016年12月6日、「税制改革の基本構想—ふつうの人から豊かになるための税制改革」を『次の内閣』で決定した。

#### 日本型ベーシックインカム構想を提案

改革の柱は、所得税の抜本改革を起爆剤に、既存の社会保障制度の再編をも促す「日本型ベーシックインカム(基礎的所得保障)構想」である。具体的には、第一段階として、所得税における基礎控除や配偶者控除等の所得控除を整理した上で「税額控除」へ転換する。第二段階では、働く中低所得者層の底支えのため、就労により所得が増加すれば給付又は税額控除が少しずつ増える「就労税額控除」をはじめとする「給付付き税額控除」を導入する。民進党はこれにより、ライフスタイルに中立で公平な税制を構築しつつ、格差の是正を図り、すべての人を包摂する社会の実現を目指す。

この他、法人所得課税、消費税、相続税・贈与税、自動車関連諸税、事業承継税制、租税回避への対応等に関し、改革案を盛り込んだ。

以上の構想を具体化する法案として、民進党は2017年2月17日、193回通常国会において「格差是正及び経済成長のために講ずべき給付付き税額控除の導入その他の税制上の措置に関する法律案」を衆議院に提出した。しかし、審議されることはなく、継続審議となった。

安易な議会の賠償請求権  
放棄に歯止めを求める

### 12 地方自治法等 改正案

193回通常国会で提出された閣法「地方自治法等の一部を改正する法律案」は、地方自治体等の事務処理確保と組織・運営改善のため、①内部統制方針策定や監査制度の充実等のガバナンス強化、②地方公共団体の長等の損害賠償責任のうち、善意かつ重大な過失がない際は、条例で定めた額以上の賠償を免責、③住民監査請求後に議会が当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄を議決する際は、監査委員から意見を聴取、④地方独立行政法人の業務に窓口関連業務等を追加、等を行うことが主な内容であった。

#### 議会の賠償請求権放棄について修正を要求

法案作成のベースとなった第31次地方制度調査会の答申では、訴訟係属中の損害賠償請求権の放棄禁止が明記されていた。それが閣法には盛り込まれておらず、住民監査請求があった案件について、議会が損害賠償請求権の放棄が行えることは現状と変わらず、答申から後退していた。総務・地域主権部門では、住民訴訟係属中の議会による損害賠償請求権放棄は、司法手続きで違法な財務会計行為を是正する意義を損なうため、首長や議会が一体で緊張感を持った自治体運営を行う観点から、何らかの措置が必要だとの意見が出された。

このため、民進党は閣法に対して、議会による損害賠償請求権放棄を制限し、原則禁止とする修正案を提出したが、修正案は否決された。民進党は、閣法の各項目には一定の理解はするものの、議会の損害賠償請求権放棄の点は非常に重大な課題として残るため、あえて反対したが、同法案は賛成多数で成立した。